

寝屋川廃プラ公害に対する住民運動の考察

熱田 親憲

Consideration on the Citizens Movements to Plastic Waste Pollution in Neyagawa city

Chikayoshi ATSUTA

目次

1. はじめに
2. 公害：健康被害の状況
3. 処理施設決定までの行政の動きと疑問
4. 住民活動「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」の動きからみた疑問
5. 今後の課題

キーワード：生活環境影響調査、杉並病、住民の健康・安全・安心、公害等調整委員会（公調委）、市民リーダー

1. はじめに

2012年入梅間もない日曜日、寝屋川市民会館で開かれた公害報告会に寝屋川市民として参加した。タイトルは「寝屋川廃プラ公害8年のたたかいを振り返る」とあり、主催は廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会（会長 牧隆三、以下「守る会」）で報告者はこの「守る会」の長野晃・事務局長であった。

住民運動の狙いは現在広がりつつある新しい大気汚染公害を根絶し、きれいな空気を取り戻すことであり、住民の欲求としては当然である。8年の住民活動の今日でも、公害源の特定に時間がかかり、解決の目途も立っていないことに、企業、関係組合団体、自治体、裁判所などの行動に疑問を感じた。

近くに大阪府豊野浄水場が隣接し、500m離れたところには、一般住宅や福祉施設が集落している位置に、廃プラスチック中間処理工場を稼働させれば、有害化学物質の廃棄汚染は十分に想定できるのに、建築基準法51条のただし書規定を適用して、寝屋川市長は認可した。この非常識さに疑問を持った。

次に、環境汚染が想定される設備の設置許可に当たって、環境基本法の視点に立った十分な環境影響調査と住民への納得のいく説明会が行われているはずだが、果たしてどうかと行政への疑問が高まった。さらに、行政と独立しているはずの裁判所の見識はどうかと疑問は更に続く。

8年の住民活動と並行した企業、行政、司法の動きを時系列的に追って疑問点を抽出し、最後に疑問点を総括して、残された課題を考察することでこの研究ノートの結論としたい。

2. 公害；健康被害の状況

問題の廃プラ処理施設は・リサイクルアンドイコール社；寝屋川市大字打上1160-6の一部、他21筆 敷地約9,200㎡(図1)・北河内4市リサイクル施設組合；寝屋川市寝屋南1丁目7-1 敷地4,866㎡である。

試験的操業開始の平成17年秋から間もなくニオイと健康被害が発生した。すべての住民が医師の診察を受けており、住民からの健康不調一覧表の62例をみると

- ① 化学物質過敏症・刺激症
- ② 環境汚染による皮膚炎、鼻炎
- ③ 中枢神経失調症
- ④ 化学物質によると思われる皮膚掻痒、湿疹、鼻炎、呼吸器症状
- ⑤ 自宅周辺汚染物質による粘膜刺激症状
- ⑥ シックハウス類似症状
- ⑦ 平衡機能障害
- ⑧ 自律神経失調

など(断定と疑いあり)と診断されている。

また、住む場所から離れて旅行などに行くと、症状が治ったり、軽くなる人が多いことや、



図1 廃プラ施設の位置

図2 公害が及んでいる地域(廃プラ施設から1500mの円内)

不快な廃プラ臭を訴える人が多いことも、廃プラガスが原因の健康障害の判断基準になるだろうと専門医はいう。

また、これらの健康不調の発生とイコール社の稼働時期が一致しており、上記の諸事実と合わせると、相関関係は非常に強いと言える。例え、健康不調の原因が特化できなくても、この事実は放置できない社会問題として行政は対処すべきだと思う。

3. 処理施設決定までの行政の動きと疑問

産業廃棄物の収集業の限界を感じていた（株）東部リサイクル協同組合は、容器リサイクル法の施行をキッカケに、廃プラのリサイクル事業を寝屋川市との共同事業とすることを着想した。東部リサイクルと寝屋川市が共同する形で平成12年2月24日に北河内7市に提案したが、4市（枚方、交野、寝屋川、四条畷）の共同事業となった。平成16年3月、各市議会で廃プラの中間処理施設（圧縮梱包）の規約が承認され、平成17年には一部稼働の運びとなった。これに至るまでの経過のうち注目すべき動きを挙げてみる。

(1) 平成13年8月13日 第4回ごみ処理広域化東大阪ブロック会議（大阪府、東大阪市、北河内7市、2清掃施設組合）が開かれ、「東大阪ブロックごみ処理広域化計画案」がまとめられた。

①北河内7市長連絡会議で、大東市、門真市、守口市はそれぞれの事情があり、4市（枚方市、交野市、寝屋川市、四条畷市）だけで、容り法の役割のうちの圧縮・梱包処理施設の共同建設と共同運営をすることとなった。

②設備整備に向けた住民との合意形成とその留意点が検討されたが、その中で、次の3点が注目される。

a) 計画の住民への早期公開

b) 行政・学識経験者によるごみ処理方策を検討する研究会の設置

c) 環境アセスメントは、実施前に環境調査等の方法、実施後に環境調査結果及び評価等を公開する。

しかしこれらの合意形成の基本ルールはほとんど実施されておらず、今日に至っていることがその後判明した。まさに住民不在の行政であり、連絡会議は建前だけのセレモニーになっているように映った。中でも実施されたという生活環境影響調査の報告書に目を通すと次のような疑問点が浮かぶ。

(2) 生活環境影響調査報告書の内容と疑問点

（仮称）北河内4市リサイクルプラザ設置に係る生活環境影響調査報告書（平成16年11月北河内4市リサイクル設置組合）から環境汚染予防姿勢が読み取れるか探求してみた。

影響要因として、大気汚染、騒音、振動、悪臭を挙げ、それぞれの評価をして、「北河内4市リサイクルプラザの施設の稼働、廃棄物運搬車両等の通行は環境保全目標を満足させるものである」と結論づけている。しかし納得が行かず次の疑問が浮かぶ。

1) 疑問点

- ①まず、初めに結論ありきの報告書で、デスク作業だけでまとめたと思われる。予測に当たっての方法論の提示もなく、実験的検証、模擬テストなどによる計測作業の動きさえ感じられない。他の文献データからの単純推計されたと思われる。
- ②調査に対する基本姿勢が住民・市民側に立っていない。実際に調査をするつもりはないためか、調査地点、特に粉じん、悪臭予測のための観測地点が1か所にすぎない。施設稼働で一番住民に健康被害を与えやすいのは、この粉じんと悪臭、化学物質である。ともに大気の流れ（風）によって拡散するので、施設からの漏洩による健康被害を危惧して、影響地域の予測と、模擬テストが必要になるはずである。ここが生活環境影響調査のポイントではないか。
- ③プラスチックの分別、圧縮梱包には、圧縮に伴う粉じん、悪臭、化学物質はどんな隙間からも漏洩するので、活性炭で公害が予防できるとは到底考えられない。行政も企業もこの施設は屑鉄中間処理工場ではなく、化学工場であることの認識がない。化学工場は公害に一番敏感であって欲しいのに、その片鱗さえ感じない。
- ④近くに豊野浄水場が隣接しているので、大気によって飛来した粉じん、悪臭の浄水汚染が危惧されるので、浄水場の敷地内、周辺の水質汚染のチェックが必要である。

2) 市民の声（資料：生活環境影響調査報告書に対するご意見と回答・意見書提出者74名）

- ①今回、調査実施機関が示されていない。第三者の調査機関を求める。
- ②調査実施の説明がなく、住民立会いの実査や科学者を交えたデータ分析が事前に示されていないので、信頼性に欠ける。
- ③設備周辺は浄水場や学校、住宅が多く、立地条件が悪い。
- ④合汚染影響調査が不十分である。
- ⑤有害化学物質を含めた調査を実施すべきである
- ⑥手選別ラインの作業員の健康が心配だ。
- ⑦悪臭を脱臭装置等で軽減できるのか疑問だ。

以上のコメントを総合すると、施設組合の姿勢には生活環境を脅かす公害を予防する意識は低く、環境対策のための設備投資は最低に近いことが判明した。操業間もなく住民に健康被害が出るのは当然だというのは言い過ぎだろうか。

(3) 第6回専門委員会報告書（平成17年2月25日）

四市施設組合が事業開始における周辺環境への汚染問題を検討するための第一回専門委員

会（平成16年9月2日）の開催後、第6回専門委員会の報告書の総合判断として「化学物質が僅か発生するが、活性炭で除去すれば問題なし」とした。公害専門の大学教授・植田委員、柳沢委員が反対の意見を提出しながらも、別紙添付の扱いとして、最終判断に反映されていないので次の疑問が浮んできた。

- ①有害な化学物質が活性炭吸着で除去できるという報告書は、稼動前の作成とはいえ、余りに幼稚で行政委員の我田引水的結論で、説得性がない。学識経験者は単なる飾りかと疑問を感じる。
- ②専門委員会の中に学識経験者もいるのに、市推薦委員の「多数決」で、偏った結論を出しているのは専門委員会の機能を果たしていないのではないのか。

（4）住民説明会への疑問

専門委員会の結果についての住民への説明会（平成17年4月25日）と 近隣自治会役員への説明会（平成17年4月28日）が開催された。縦覧202件の市民の意見が殆ど反対または見直しを求めているが、寝屋川都市計画審議会では賛成9、反対保留3という、民意と余りにも乖離した結果になった。住民からの突き上げでしぶしぶ開催され、市民を説得して理解してもらった姿勢ははじめからなく、単なる儀式対応ではなかったのか、の疑問が湧く。

4. 住民活動「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」の動きからみた疑問

1) 秦公民館住民説明会（平成16年4月10日）

廃プラ処理施設の計画を知った寝屋川市周辺7自治会が寝屋川市に申し入れて実施された。寝屋川市の自発的な事前説明会ではなかったことに注目したい。

2) 許可の見直し申請（平成16年4月）

寝屋川市の開発審査会、建築審査会に許可の見直しを申請。府知事に不許可を申し入れるが、いずれも却下される。裁判では疑わしきは罰せずとあるが、公害の疑わしきは避けるべきだというのが望ましい判断ではないのか。

3) 建設反対署名提出（平成16年6月）

市長へ廃プラ施設建設反対署名8万提出するが市長は無視した。12月、住民は再び寝屋川市議会に請願署名8万提出したが、多数決により不採用。公害という社会問題は倫理的側面も持つので、行政は多数決や無視で処理できるのだろうかという疑問をもつ。

4) 仮処分申し立て却下（平成16年7月）

「守る会」は、操業前で健康被害は発生していないが、杉並病¹の経験から操業すべきで

1 杉並病 出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

杉並病は東京都杉並区の不燃ごみ中継施設「杉並中継所」周辺で発生した健康被害である。

はないと、予防原則を主張。理由は、廃プラを圧縮など機械的処理によりメカノケミカル反応を起し、有害化学物質が発生し、加熱溶融によっても有害化学物質が発生し大気汚染による健康障害が危惧されるからである。事業者側は、有害化学物質は発生するが、100メートルで1000倍に薄まるので、住民には到達しないと主張。大阪地裁は「却下」を下す。次の2つの疑問が浮かぶ。

①事業者の主張が非常に幼稚な表現であるのに驚く。裁判所の却下理由は不明であるが、事業者側に立った裁判所の裁可に疑問を感じる。

②杉並病の教訓から事前予防のアピールをしているが、事前対策を無視して事後対策に厚いのは、日本の文化だろうか。一般的には事後対策の方がコスト高になるといわれている。

5) 平成17年2月25日 専門委員会の最終報告書の総合判断「化学物質が僅かに発生するが活性炭で除去すれば問題なし」に、植田和弘委員、柳沢幸雄委員（両名は「守る会」の推薦）が異論を唱える意見書を提出したが、市推薦の行政委員の数に押し切られた。このとき既に操業寸前であるが「守る会」が運動を強める中、4市組合は活性炭設置、電光掲示板で排出される揮発性有機化合物（TVOC）とトルエンの濃度表示を実行した。言い訳の材料を与えてしまった。活性炭吸着で有毒ガスを100%漏洩なしになるとはとても思えない。

6) 平成17年8月3日 イコール社の一部操業でニオイと健康被害が発生して、大阪地方裁判所にイコール社と施設組合の操業と建設中止を求める。

7) 公害シンポジウム開催（平成18年5月 寝屋川市民会館小ホール）

津田、頼藤両先生の疫学調査（06年、10年）で症状の多発と工場との因果関係を解明した。

①工場周辺住民は比較対象地区と比較して有病率が多い

②原因と思われる工場の操業開始以降に症状が多発。

③発生源と考えられる工場に近いほど有病率が高い

④周辺地域で在宅期間が長い住民ほど有病率が高い

（詳細は日本産業衛生学会の英文学術誌に論文掲載）

公害問題を解決するには、行政、司法、企業、住民が公害問題であることをともに認知し、共通の問題として共有しなければならない。そのためには疫学調査による科学的データを積み重ねることが大切であると考えられるが、これまでの、企業、行政、司法ともまったく無視か無理解である。共有するのにこれまで以上の歳月がかかるとすれば、社会コストをかけすぎではないかと徒に反対・拒絶する姿勢に疑問がわく。

この施設は、収集した不燃ごみを江東区の処理施設に運搬するに当たり、圧縮・積み替えを行うために建設されたものである。1996年、住民の申請により公害等調整委員会が被害の原因は杉並中継所の操業に伴って排出された化学物質である旨の裁定を行い、都は損害賠償を行っているが、健康被害は継続している。なお、杉並中継所は2009年3月31日を以て廃止された。

健康被害の症状は呼吸器系・目・皮膚など多くの臓器にわたる。呼吸困難となり入院を余儀なくされたという重症例もある。原因物質は判明していない。市民団体は廃プラスチック処理の過程で生じるプラスチック由来物質であると主張している。一方、東京都は排水に含まれる硫化水素であるとしている。

8) 健康調査要求を請願（平成19年2月大阪府）（平成19年5月寝屋川市議会）

大阪府、寝屋川市とも健康調査を実施しようとしな。公害源がどこであろうと健康被害は社会問題であるので、市も府も無視することは出来ないはずである。住民の安心・安全あつての市役所、市議会、府庁、府議会ではないのか。

9) 4市施設組合の完全操業（平成20年2月10日）

「守る会」牧代表が工場で抗議文を読み上げる。

10) 大阪地方裁判所の判決（平成20年9月18日）「操業停止を却下」

判決に至る主なポイント

- ①健康不調の訴えは「歳のせい、思い込み」である。
- ②科学専門家の調査に基づく意見を認めない。
- ③柳沢調査により、空气中化学物質は、工場排気ガスの中にいろいろな、未知の物質を多く検出したが無視。
- ④疫学調査は、住民がかかわり信用できない。
- ⑤同心円状の調査結果がないから採用できない。
- ⑥医師の問診結果は証拠にならない。

これに対して次の疑問がわく。

- ①大阪地裁は住民が現実に健康不調で苦しんでいる事態をどう受け止めているのか。
- ②健康不調を歳のせいだ、気のせいだと決めつけるのは、疫学調査が行われているのに公的発言としては疑問を抱く。

11) 大阪高裁の不当判決（平成23年1月）

「大阪地裁の1審判決を支持する。住民、医師、専門家による立証意見書はすべて不採用。」
「疫学の調査は同心円状調査になっていないので、不採用」

以上の判決理由から、なぜ同心円状調査でなければ、採用できないのかの疑問が湧く。被害は水紋のように円状に拡散していないことは、これまでの公害の歴史で自明のはずである。科学的視点・知識が不足して、偏見し過ぎではないかと思う。

12) 公害等調整委員会（公調委）に「原因裁定」を申請（平成23年3月）

- ①3月1日 申請人51人（現在は62名）※公調委申請人62名の分布は「図2」参照（「○番号」が申請人の居住分布）
- ②3月7日 公調委中央委員会が申請受理

13) 公調委第一回審問開催（平成23年8月2日総務省合同庁舎4号館公調委審議会室）

- ①出席者
裁定委員：大内委員長（元札幌高裁）、堺委員（医師）、児玉委員（元産技研）、イコール社、4市組合、イコール社弁護士各2名、特別代理人（寝屋川市職員）2名
申請人側：弁護士6名、申請人5名、傍聴4名

②申請人、大石百合子さん、畑中ちづるさんが病状を陳述。

③その後人選に入り、川本克也（国立環境研究所副センター長）、北林興二（工学院大学講師）、東賢一（近大医学部講師）の3名を専門委員に決める。（平成23年8月8日）

14) 公調委の現地調査（平成24年1月31日）がはじまり、判明したことは次の3点。



図2 公調委申請人62名の分布

- ①悪臭でふらつく人の存在の確認
- ②イコール社から発生した化学ガスがそのまま排出されている
- ③4市組合の活性炭の効果が調べられていない

15) 公調委の第2回審問（平成24年2月23日、東京）

- ①申請人 西井さん、香取さんが陳述
- ②柳沢意見書、申請人の症状一覧表の提出と確認
- ④柳沢意見書

- ・健康に影響を及ぼす物質はホルムアルデヒドをはじめとするアルデヒド類及び未知物質を含むVOC・揮発性化合物類である可能性が高い。
- ・現在可能な調査を実施することにより、化学物質汚染の解明に向け尽力していただきたい。

15) 平成24年4月15日 岡山大学・頼藤先生が疫学調査結果を寝屋川市民会館で講演。

- ・疫学とは因果関係を数字で表すことで、常識を科学で裏付けるものである。
- ・寝屋川では、工場に近いほど有病者の割合が高く、はっきりと因果関係が明らかになっている。（図3、図4）

16) 公調委の第3回審問（平成24年5月28日、大阪）

- ①提出証拠の確認
- ・申請人62名の健康被害の一覧（図2参照）；住宅地図
- ・廃プラ施設から排出されるニオイ物質の住民による感知データの報告

した考えが薄いように思える。特定企業の利益を優先した姿勢が見られ、「初めに企業ありき」で、その存在を正当化させるために、住民・市民の目だけを意識した行政手続きを重ねているようにしか思えない。このお役人的体質は環境問題だけではないと思う。これからの行政は、住民が安心・安全な市民生活ができるよう、黒子に徹する奉仕の心がけが必要と思うほどである。

- 2) 環境問題を理解するには科学的知識が必要であるが、其々の担当者は持っているかもしれないが、企業、行政、司法の決定者の立場にある人は科学的リテラシーが不足しているように思う。
- 3) 被害者及び市民団体の提訴は、客観的な調査データを持ち込んでのものであるが、このデータは信用できないと、検討の形跡さえみられないほどである。これはそれぞれの立場のエゴか、科学リテラシー不足からか分からないが、公害問題は、企業、住民、行政、司法などが、同じ認識に立たないと解決しないので、「守る会」の客観的データの積み重ねは認識の共有には好ましい方向と思うが、今までは公的な受け皿がなかった。
- (4) しかし公害等調整委員会（公調委）が訴訟に持ち込まれたデータの審議をすることになり、新たな独自の現地調査も行われて、公害の発生源である原因施設の認定も近いと期待しているところである。原因施設の特定ができて、該当施設が公害源からの有害ガス排出予防の意思と予防対策の資金が捻出されなければ公害は解決しないのである。それを決定づけるのは司法でも、行政でもない市民のパワーである。住民はしっかりと勉強して真実を把握し、良識ある市民パワーをいかに結集して「空気をきれいにする」ことを迫ることができるかが最後の課題となろう。
- (5) この公害問題を通して学んだことは、不合理な社会を変えていく世直しの主役は、企業でも行政でもなく、民間の市民であるということ。取敢えず市民のリーダーはNPOやNGOであり、これを支える市民、民間研究所や大学、時には多国籍企業や大金持ちと混ざり合っており、将来は、幅広い見識のある新しい市民リーダーが誕生するものと思われる。将来を彼らに期待したい。

参考文献一覧 *いづれも「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」保管資料。

1. 健康不調一覧表（公調委申請人の代理人＝弁護士と住民検診を実施した眞鍋医師らによる）
2. 寝屋川市厚生常任委員会提出資料（仮称）北河内広域リサイクル共同処理事業の経過（H13. 3.26）
3. （仮称）北河内4市リサイクルプラザ設置に係る生活環境影響調査報告書（概要版H16.11）
4. 北河内4市リサイクル施設組合 専門委員会報告書（H17. 3）
5. 廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会（会長 牧隆三）事務局作成資料
6. 日本の科学者 Vol.47 No.11 November 2012
7. 裁判所、公調委に提出された、柳沢幸雄東大元教授、西川榮一神戸商船大名誉教授、津田敏秀岡山大学教授、頼藤貴志岡山大准教授、眞鍋穰医師、原田佳明小松病院院長らによる報告書、意見書等。